

特別養護老人ホーム「こぶし」 入居 利用料金表

いちばん先の、しあわせへ。 cupid



特別養護老人ホームこぶし 入居 利用料金表

令和元年10月1日現在

1. 基本料金 (介護負担限度額認定 第4段階に該当する方)

要介護度	負担割合 (1割) (2割)	①1日あたりの 介護サービス費	②1日あたりの 加算分(＃1)	③介護職員処遇改善 加算(＃2)	④1日あたりの 食費	⑤1日あたりの 居住費 (室料・光熱水費)	⑥日常生活上必要と なる諸費用(ひと 月)	⑦1ヶ月あたりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤×30.4日 +⑥)
要介護1	(1割負担)	638円	95円	43円	1,380円	1,640円	1,500円	116,898円
	(2割負担)	1,276円	190円	87円				140,519円
	(3割負担)	1,914円	285円	131円				164,140円
要介護2	(1割負担)	705円	95円	48円	1,380円	1,640円	1,500円	119,087円
	(2割負担)	1,410円	190円	96円				144,866円
	(3割負担)	2,115円	285円	144円				170,645円
要介護3	(1割負担)	778円	95円	52円	1,380円	1,640円	1,500円	121,428円
	(2割負担)	1,556円	190円	104円				149,548円
	(3割負担)	2,334円	285円	157円				177,698円
要介護4	(1割負担)	846円	95円	56円	1,380円	1,640円	1,500円	123,616円
	(2割負担)	1,692円	190円	112円				153,925円
	(3割負担)	2,538円	285円	169円				184,264円
要介護5	(1割負担)	913円	95円	60円	1,380円	1,640円	1,500円	125,775円
	(2割負担)	1,826円	190円	120円				158,242円
	(3割負担)	2,739円	285円	181円				191,044円

※ 利用料金以外に別途かかる料金として(診察料・薬代・床屋代・喫茶や売店での買い物等の代金)

※ 食事は材料費と調理費です。(朝食 370円 昼食 530円 夕食480円)

(＃1) 1日あたりの加算料金内容について(表記は全て1割)

加算区分	1日あたり等の負担額		内 容
栄養マネジメント加算	1日	14円	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者の摂食状況を把握し、他職種で共同して栄養ケア計画書を作成し、必要に応じて当該計画を見直していること。
個別機能訓練加算	1日	12円	理学療法士等を1名以上配置し、他職種で共同して個別機能訓練計画書を作成し、必要に応じて当該計画を見直していること。
看護体制加算(Ⅰ)	1日	4円	常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算する。
夜勤職員配置加算	1日	18円	指定介護老人福祉施設の入所者数と併設する指定短期入所生活介護の利用者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、必要となる夜勤職員の数を1人以上上回って配置した場合に加算。
日常生活継続支援加算	1日	46円	1・算定日の属する月の前6ヶ月または12ヶ月間の新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または5の者の占める割合が70/100以上であること。 ・算定日の属する月の前6ヶ月または12ヶ月間の新規入所の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められ、介護を必要とする認知症である者を占める割合が65/100以上であること。 ・たん吸引等(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部のたん吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養及び鼻腔栄養)を必要とする者の占める割合が15/100以上であること。 2・介護福祉士を常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。
サービス提供体制加算(Ⅲ)	1日	6円	サービスを利用する月の直近3ヶ月間の職員の割合について、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員の総数の内、勤続3年以上の者の総数が占める割合が30%以上の場合に加算。
療養食加算	1回	6円	1日につき所定の単位数を加算する。食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に加算。(経口移行加算を受けている場合は不可)
外泊時費用加算	1日	246円	病院又は診療所に入院した場合。居宅に外泊した場合。発生日の翌日から1ヶ月に6日を限度として加算。(月をまたぐ場合のみ最長12日間の加算)
若年性認知症受入加算	1日	120円	初老期(40歳以上65歳未満)における認知症によって要介護者となった入所者に対して、利用者ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算。
口腔衛生維持管理加算	ひと月	30円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、当施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合に算定する。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月	サービス費に対して6.0%	介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画書を策定し、都道府県知事に届けるなど、必要な算定要件を満たし、当該計画に基づき適切な措置を講じている介護老人福祉施設に算定されたもの。

(＃2) 介護職員処遇改善(Ⅱ)利用料金(①1日あたりの介護サービス費+②1日あたりの加算)に6.0%を掛けたもの。

2. 第3段階に該当した場合

要介護度	①1日あたりの 介護サービス費	②1日あたりの 加算分(＃1)	③介護職員処遇改善 加算(＃2)	④1日あたりの 食費	⑤1日あたりの 居住費 (室料・光熱水費)	⑥日常生活上必要と なる諸費用(ひと 月)	⑦1ヶ月あたりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤×30.4日 +⑥)
要介護1	638円	95円	43円	650円	1,310円	1,500円	84,674円
要介護2	705円	95円	47円	650円	1,310円	1,500円	86,832円
要介護3	778円	95円	52円	650円	1,310円	1,500円	89,204円
要介護4	846円	95円	56円	650円	1,310円	1,500円	91,392円
要介護5	913円	95円	60円	650円	1,310円	1,500円	93,551円

3. 第2段階に該当した場合

要介護度	①1日あたりの介護サービス費	②1日あたりの加算分（#1）	③介護職員処遇改善加算（#2）	④1日あたりの食費	⑤1日あたりの居住費（室料・光熱水費）	⑥日常生活上必要となる諸費用	⑦1ヶ月あたりの自己負担額（①+②+③+④+⑤×30.4日+⑥）
要介護1	638円	95円	43円	390円	820円	1,500円	61,874円
要介護2	705円	95円	47円	390円	820円	1,500円	64,032円
要介護3	778円	95円	52円	390円	820円	1,500円	66,404円
要介護4	846円	95円	56円	390円	820円	1,500円	68,592円
要介護5	913円	95円	60円	390円	820円	1,500円	70,751円

4. 日常生活上必要となる諸費用

申し出に伴う日常生活費【私物洗濯代（外部委託）、シャンプー、ボディークリーム、ティッシュペーパー、タオル・バスタオル（入浴用）、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤等】はひと月1500円をご負担頂きます。但し、ひと月あたりの合計金額が1500円を超える場合は超えた金額を施設で負担いたしますので、ご契約者のひと月あたりのご負担は1500円となります。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

5. 各利用料金の軽減制度

(1) 《負担額の軽減》 ～ 高額介護（居宅支援）サービスの負担上限による軽減制度により、介護保険料の段階に応じて1ヶ月の自己負担額の上限が次のようになっています。

区分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し
「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

(2) 《食費・滞在費の軽減》 ～ 特定入所者介護サービス費の軽減制度によって、低所得者の方のサービス利用が困難にならないよう、介護保険料段階によって1日の自己負担額の上限が次のようになっています。

利用者負担段階		負担限度額（1日）	
区分	対象者	滞在費（個室）	食費
第1段階	生活保護受給者又は、市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	820円	300円
第2段階	市町村民税非課税者であって、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	390円
第3段階	市町村民税非課税者であって、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超えている方	1,310円	650円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が住民税を課税されている方 ・ 本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている人がいる方 ・ 本人は住民税非課税だが、世帯分離している配偶者が課税されている方 ・ 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円 	1,640円 負担限度額なし	1,380円 負担限度額なし

(3) 《社会福祉法人の利用者負担軽減制度》

世帯全員が市町村民税世帯非課税で一定の条件に該当すると市町村が認めた場合は、次の内容で利用者負担（1割負担、食費、居住費）を社会福祉法人と公費で負担（1/2 或いは1/4）し、入居者の負担を軽減する制度です。（老齢福祉年金受給者は1/2 軽減、それ以外は1/4の軽減）

- 1.年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 2.貯金等の額が単身世帯で350万円世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3.日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4.負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 5.介護保険料を滞納していないこと。

*上記の条件に全て該当するかを市町村に申請し、認められた場合に軽減されます。

(4) 《利用者負担段階第4段階の方の特例（特例減額措置）》

高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合等には、居住費・食費を引き下げます。（次の要件の全てを満たす方）

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）
- ② 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること。
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費、食費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること。
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

※ 上記の軽減制度は市町村役場の介護保険課（グループ）に申し込みが必要です。

ご不明な点がございましたら、担当者（相談員）までお問い合わせください。

社会福祉法人クピド・フェア 特別養護老人ホーム こぶし

担当者： 中村 廣瀬 松田

電 話： 0126-23-1115